0. 障害福祉サービス支給に関する
ガイドライン(参考)

【参考】対象となる障害者等 …… 2

令和４年度より「障害福祉サービスガイドライン」について、下記のとおり分冊とします。

0. 参考資料
1. 訪問系サービス
2. 移動系サービス
3. 通所系サービス
4. 入所系サービス
5. 地域移行系サービス

令和5年2月

神　　戸　市

【参考】対象となる障害者等

本文中に出てくる「障害者」及び「障害者等」に含まれるものは、下記の通り。

（１）障害者（法第４条第１項）

ア　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者

イ　知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち１８歳以上である者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち１８歳以上である者

なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となる。

エ　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上である者（以下「難病等対象者」という。）

※対象疾患については、次ページの一覧を参照

（２）障害児（法第４条第２項）

児童福祉法第４条第２項に規定する障害児

㊟

（１）のエ「難病等対象者」については、「障害者総合支援法対象疾病検討会」を踏まえ、見直しを行うものとされている。

令和３年11月1日
から適用

障害者総合支援法の対象となる難病が追加されます

- 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
- 自己免疫性後天性凝固第Ｘ因子欠乏症（※）
- 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
- ネフロン癆
- 脳クレアチン欠乏症候群
- ホモシスチン尿症

※自己免疫性後天性凝固第Ｘ因子欠乏症は、障害者総合支援法の対象疾病（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

障害福祉サービス等の対象となる難病が、361疾病から366疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳※をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

手続き

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請してください。
◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
◆詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

厚生労働省

令和３年１１月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（６疾病）
△ 表記が変更された疾病（０疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)　※
2	アイザックス症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
3	ＩｇＡ腎症	53	カナバン病
4	ＩｇＧ４関連疾患	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	55	歌舞伎症候群
6	アジソン病	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
7	アッシャー症候群	57	カルニチン回路異常症
8	アトピー性脊髄炎	58	加齢黄斑変性　○
9	アペール症候群	59	肝型糖原病
10	アミロイドーシス	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
11	アラジール症候群	61	環状20番染色体症候群
12	アルポート症候群	62	関節リウマチ
13	アレキサンダー病	63	完全大血管転位症
14	アンジェルマン症候群	64	眼皮膚白皮症
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
16	イソ吉草酸血症	66	ギャロウェイ・モワト症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	67	急性壊死性脳症　○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	急性網膜壊死　○
19	１ｐ36欠失症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急速進行性糸球体腎炎
21	遺伝性ジストニア	71	強直性脊椎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	巨細胞性動脈炎
23	遺伝性膵炎	73	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
25	ウィーバー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
27	ウィルソン病	77	筋萎縮性側索硬化症
28	ウエスト症候群	78	筋型糖原病
29	ウェルナー症候群	79	筋ジストロフィー
30	ウォルフラム症候群	80	クッシング病
31	ウルリッヒ病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
32	HTLV－１関連脊髄症	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
33	ＡＴＲ－Ｘ症候群	83	クルーゾン症候群
34	ＡＤＨ分泌異常症	84	グルコーストランスポーター１欠損症
35	エーラス・ダンロス症候群	85	グルタル酸血症1型
36	エプスタイン症候群	86	グルタル酸血症2型
37	エプスタイン病	87	クロウ・深瀬症候群
38	エマヌエル症候群	88	クローン病
39	遠位型ミオパチー	89	クロンカイト・カナダ症候群
40	円錐角膜　○	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
41	黄色靭帯骨化症	91	結節性硬化症
42	黄斑ジストロフィー	92	結節性多発動脈炎
43	大田原症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病
44	オクシピタル・ホーン症候群	94	限局性皮質異形成
45	オスラー病	95	原発性局所多汗症　○
46	カーニー複合	96	原発性硬化性胆管炎
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	原発性高脂血症
48	潰瘍性大腸炎	98	原発性側索硬化症
49	下垂体前葉機能低下症	99	原発性胆汁性胆管炎
50	家族性地中海熱	100	原発性免疫不全症候群

令和３年１１月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（６疾病）
△ 表記が変更された疾病（０疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	
101	顕微鏡的大腸炎	○
102	顕微鏡的多発血管炎	
103	高ＩｇＤ症候群	
104	好酸球性消化管疾患	
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
106	好酸球性副鼻腔炎	
107	抗糸球体基底膜腎炎	
108	後縦靭帯骨化症	
109	甲状腺ホルモン不応症	
110	拘束型心筋症	
111	高チロシン血症1型	
112	高チロシン血症2型	
113	高チロシン血症3型	
114	後天性赤芽球癆	
115	広範脊柱管狭窄症	
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	
117	抗リン脂質抗体症候群	
118	コケイン症候群	
119	コステロ症候群	
120	骨形成不全症	
121	骨髄異形成症候群	○
122	骨髄線維症	○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	
124	５p欠失症候群	
125	コフィン・シリス症候群	
126	コフィン・ローリー症候群	
127	混合性結合組織病	
128	鰓耳腎症候群	
129	再生不良性貧血	
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○
131	再発性多発軟骨炎	
132	左心低形成症候群	
133	サルコイドーシス	
134	三尖弁閉鎖症	
135	三頭酵素欠損症	
136	CFC症候群	
137	シェーグレン症候群	
138	色素性乾皮症	
139	自己貪食空胞性ミオパチー	
140	自己免疫性肝炎	
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)	※
142	自己免疫性溶血性貧血	
143	四肢形成不全	○
144	シトステロール血症	
145	シトリン欠損症	
146	紫斑病性腎炎	
147	脂肪萎縮症	
148	若年性特発性関節炎	
149	若年性肺気腫	
150	シャルコー・マリー・トゥース病	

番号	疾病名	
151	重症筋無力症	
152	修正大血管転位症	
153	ジュベール症候群関連疾患	
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
156	神経細胞移動異常症	
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
158	神経線維腫症	
159	神経フェリチン症	
160	神経有棘赤血球症	
161	進行性核上性麻痺	
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	※
163	進行性骨化性線維異形成症	
164	進行性多巣性白質脳症	
165	進行性白質脳症	
166	進行性ミオクローヌスてんかん	
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
169	スタージ・ウェーバー症候群	
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
171	スミス・マギニス症候群	
172	スモン	○
173	脆弱X症候群	
174	脆弱Ｘ症候群関連疾患	
175	成人スチル病	
176	成長ホルモン分泌亢進症	
177	脊髄空洞症	
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	
179	脊髄髄膜瘤	
180	脊髄性筋萎縮症	
181	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
182	前眼部形成異常	
183	全身性エリテマトーデス	
184	全身性強皮症	
185	先天異常症候群	
186	先天性横隔膜ヘルニア	
187	先天性核上性球麻痺	
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
189	先天性魚鱗癬	
190	先天性筋無力症候群	
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	
192	先天性三尖弁狭窄症	
193	先天性腎性尿崩症	
194	先天性赤血球形成異常性貧血	
195	先天性僧帽弁狭窄症	
196	先天性大脳白質形成不全症	
197	先天性肺静脈狭窄症	
198	先天性風疹症候群	○
199	先天性副腎低形成症	
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	

令和３年１１月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（６疾病）
△ 表記が変更された疾病（０疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名		番号	疾病名	
201	先天性ミオパチー		251	那須・ハコラ病	
202	先天性無痛無汗症		252	軟骨無形成症	
203	先天性葉酸吸収不全		253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
204	前頭側頭葉変性症		254	22q11.2欠失症候群	
205	早期ミオクロニー脳症		255	乳幼児肝巨大血管腫	
206	総動脈幹遺残症		256	尿素サイクル異常症	
207	総排泄腔遺残		257	ヌーナン症候群	
208	総排泄腔外反症		258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	
209	ソトス症候群		259	ネフロン癆	※
210	ダイアモンド・ブラックファン貧血		260	脳クレアチン欠乏症候群	※
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		261	脳腱黄色腫症	
212	大脳皮質基底核変性症		262	脳表ヘモジデリン沈着症	
213	大理石骨病		263	膿疱性乾癬	
214	ダウン症候群	○	264	嚢胞性線維症	
215	高安動脈炎		265	パーキンソン病	
216	多系統萎縮症		266	バージャー病	
217	タナトフォリック骨異形成症		267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
218	多発血管炎性肉芽腫症		268	肺動脈性肺高血圧症	
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎		269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
220	多発性軟骨性外骨腫症	○	270	肺胞低換気症候群	
221	多発性嚢胞腎		271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
222	多脾症候群		272	バッド・キアリ症候群	
223	タンジール病		273	ハンチントン病	
224	単心室症		274	汎発性特発性骨増殖症	○
225	弾性線維性仮性黄色腫		275	ＰＣＤＨ19関連症候群	
226	短腸症候群	○	276	非ケトーシス型高グリシン血症	
227	胆道閉鎖症		277	肥厚性皮膚骨膜症	
228	遅発性内リンパ水腫		278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
229	チャージ症候群		279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		280	肥大型心筋症	
231	中毒性表皮壊死症		281	左肺動脈右肺動脈起始症	
232	腸管神経節細胞僅少症		282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
233	TSH分泌亢進症		283	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	
234	TNF受容体関連周期性症候群		284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
235	低ホスファターゼ症		285	非典型溶血性尿毒症症候群	
236	天疱瘡		286	非特異性多発性小腸潰瘍症	
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症		287	皮膚筋炎／多発性筋炎	
238	特発性拡張型心筋症		288	びまん性汎細気管支炎	○
239	特発性間質性肺炎		289	肥満低換気症候群	○
240	特発性基底核石灰化症		290	表皮水疱症	
241	特発性血小板減少性紫斑病		291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		292	VATER症候群	
243	特発性後天性全身性無汗症		293	ファイファー症候群	
244	特発性大腿骨頭壊死症		294	ファロー四徴症	
245	特発性多中心性キャッスルマン病		295	ファンコニ貧血	
246	特発性門脈圧亢進症		296	封入体筋炎	
247	特発性両側性感音難聴		297	フェニルケトン尿症	
248	突発性難聴	○	298	フォンタン術後症候群	○
249	ドラベ症候群		299	複合カルボキシラーゼ欠損症	
250	中條・西村症候群		300	副甲状腺機能低下症	

令和３年１１月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３６６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（６疾病）
△ 表記が変更された疾病（０疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	疾病名	
301	副腎白質ジストロフィー	
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
303	ブラウ症候群	
304	プラダー・ウィリ症候群	
305	プリオン病	
306	プロピオン酸血症	
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
308	閉塞性細気管支炎	
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	
310	ベーチェット病	
311	ベスレムミオパチー	
312	ヘパリン起因性血小板減少症	○
313	ヘモクロマトーシス	○
314	ペリー症候群	
315	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
317	片側巨脳症	
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
319	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
321	ホモシスチン尿症	※
322	ポルフィリン症	
323	マリネスコ・シェーグレン症候群	
324	マルファン症候群	
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
327	慢性再発性多発性骨髄炎	
328	慢性膵炎	○
329	慢性特発性偽性腸閉塞症	
330	ミオクロニー欠神てんかん	
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
332	ミトコンドリア病	
333	無虹彩症	
334	無脾症候群	
335	無βリポタンパク血症	
336	メープルシロップ尿症	
337	メチルグルタコン酸尿症	
338	メチルマロン酸血症	
339	メビウス症候群	
340	メンケス病	
341	網膜色素変性症	
342	もやもや病	
343	モワット・ウイルソン症候群	
344	薬剤性過敏症症候群	○
345	ヤング・シンプソン症候群	
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
348	４p欠失症候群	
349	ライソゾーム病	
350	ラスムッセン脳炎	
351	ランゲルハンス細胞組織球症	○
352	ランドウ・クレフナー症候群	
353	リジン尿性蛋白不耐症	
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
355	両大血管右室起始症	
356	リンパ管腫症/ゴーハム病	
357	リンパ脈管筋腫症	
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
360	レーベル遺伝性視神経症	
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
363	レット症候群	
364	レノックス・ガストー症候群	
365	ロスムンド・トムソン症候群	
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ｘ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

経過的に対象となっている疾病

○　下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

①　平成27年１月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②　平成27年7月１日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③　令和元年７月１日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

○　難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご留意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	α１－アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成２６年１２月３１日までの疾病名	【新】 平成２７年１月１日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞踏病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

②　平成27年７月1日に表記変更した疾病

【旧】 平成２７年６月３０日までの疾病名	【新】 平成２７年７月１日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③　平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成２９年３月３１日までの疾病名	【新】 平成２９年４月１日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ＸⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④　平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成３０年３月３１日までの疾病名	【新】 平成３０年４月１日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤　令和元年７月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年６月３０日までの疾病名	【新】 令和元年7月１日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

支給決定の考え方

障害者総合支援法においては、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を持つ個人として尊重され、全ての障害者が可能な限りその身近な場所で日常生活を営むための支援を受けることができ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会で共生することが実現できることを基本理念とし、その上で総合的かつ計画的に行わなければならない。」と定められている。

神戸市においても法の主旨を尊重し、障害福祉サービスの支給量の決定に当たっては、個々の生活状況等について丁寧に聞き取りを行い、支給決定の勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととする。

なお支給決定に当たっては、公平かつ適正な支給決定を行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされており、本市においても支給決定基準を定める。

ただし基準の中で示される支給量（標準支給量）が支給量の上限となるものではなく、個別に適切な支給量を定めることとする。

本人の状況や意向で、標準支給量を超える支給量を希望される場合は、支給量案を定めた経緯を丁寧に説明し、それでも希望される場合は、障害支援区分の見直しの検討、または区で支給決定できる要件に該当する場合は、標準支給量の 1.5 倍までは区で支給決定することができ、それを超える場合、あるいは区で支給決定できる要件に該当しない場合は非定型審査会に意見を求め適切な支給量を定めるものとする。

（参考）

支給要否決定の根拠

障害者総合支援法（抜粋）
（支給要否決定等）
第22条市町村は、障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。
７市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（支給量）を定めなければならない。

厚生労働省令で定める事項（勘案事項）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
（平成18年厚生労働省令第19号）
第12条
① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
② 介護を行う者の状況
③ 介護給付費等の受給の状況
④ 児童福祉法に規定する障害児通所支援又は指定入所支援の利用状況
⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
⑦ 障害者（児）の利用意向の具体的内容
⑧ 障害者の置かれている環境
⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

神戸市が支給決定基準を定める根拠

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。
（中略）
一方、個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合が想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましい。
なお、「非定型」の支給決定を行うに当たっては、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めること。

（平成19年３月23日　障発第0323002号　厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定等について（抜粋）」）

障企発第０３２８００２号
障障発第０３２８００２号
平成１９年３　月２８日
一　　部　　改　　正
障企発０９２８第２号
障障発０９２８第２号
平成２３年９月２８日
一　　部　　改　　正
障企発０３３０第４号
障障発０３３０第１１号
平成２４年３月３０日
一　　部　　改　　正
障企発０３２９第５号
障障発０３２９第９号
平成２５年３月２９日
一　　部　　改　　正
障企発０３３１第２号
障障発０３３１第２号
平成２６年３月３１日
一　　部　　改　　正
障企発０３３１第１号
障障発０３３１第５号
平成２７年３月３１日
一　　部　　改　　正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第７条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第123 号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19 条第１項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12 年３月24 日障企第16 号・障障第８号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

１．自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

（１）介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65 歳以上の者及び40 歳以上65 歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成９年法律第124 号）第11 条及び介護保険法施行規則（平成11 年厚生省令第36 号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

① 法第19 条第１項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第５条第７項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11 項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29 条第１項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者

② 身体障害者福祉法（昭和24 年法律第283 号）第18 条第２項の規定により法第５条第12 項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者

③ 児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第42 条第２号に規定する医療型障害児入所施設

④ 児童福祉法第６条の２第３項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14 年法

律第167号）第11 条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

⑥　国立及び国立以外のハンセン病療養所

⑦　生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項第１号に規定する救護施設

⑧　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）

⑨　障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第１項第２号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）

⑩　指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

⑪　法第29条第１項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第２条の３に規定する施設（法第５条第６項に規定する療養介護を行うものに限る。）

（２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第７条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に

係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第２条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援

護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③　具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア　在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ　利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ　介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

（３）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（２）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす

等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

２．その他

（１）介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。

（２）平成18年３月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。